

ご利用案内

急速充電器をご利用の皆様へ

電気自動車用急速充電器のご利用について

- 1 利用可能日 平日（土日、祝日、12/29～1/3 は利用できません。）
- 2 受付時間 午前9時から午後4時まで
- 3 利用者の範囲 電気自動車で来庁された一般の方
- 4 利用可能車種 CHAdeMO規格に対応した電気自動車。
（日産リーフ、三菱アイミーブ、スバルプラグインステラ等）
- 5 利用方法
電話により利用時間を商工労働部企業立地課（024-521-7280）までお知らせ下さい。また、充電終了後、再度当課までお知らせ下さい。
※西庁舎1F玄関入口左側に内線電話（内線 2956・2957）がございます。
- 6 費用負担 無料
- 7 充電時間制限 1台1時間以内
- 8 注意事項
以下の事項を確認し、了承の上で急速充電器を使用してください。
 - （1）使用状況により、すぐに急速充電器をご利用できない場合があります。
 - （2）子供だけで充電器を使わせたり、幼児の届くところで使用しないで下さい。
 - （3）雷が鳴り始めたら車や充電ケーブルに触らないで下さい。
 - （4）充電ケーブルを落としたり、強い衝撃を与えないようにして下さい。
 - （5）充電前に充電ポートや充電コネクタに水やゴミなど異物が入っていないことを確認して下さい。異物が入ったまま充電すると漏電・感電の原因になります。
 - （6）いつもと違う臭いがしたり、車両から煙が出ているときは速やかに充電を中止して下さい。
 - （7）充電終了後は充電ポートの中蓋及びリッドを確実に閉め、水やほこりが入らないようにして下さい。
 - （8）充電中の事故や本機器の使用における車本体への不測の影響について、
県は責任を負いかねますので、ご了承願います。

（連絡先 商工労働部企業立地課 西庁舎 10階 電話 024-521-7280）